

CLIENT UPDATE - MYANMAR 2015 MARCH

MYANMAR

ミャンマー投資法（草案）の公表

投資企業管理局 (Directorate of Investment and Company Administration - “DICA”) は、2015年2月27日に、ミャンマー投資法 (“MIL”) の第二草案を正式に公表した。

MIL は、現在、国際金融公社(International Finance Corporation)の支援のもとで草案されており、2013年ミャンマー国民投資法 (Myanmar Citizens Investment Law 2013 - “MCIL 2013”) と 2012年外国投資法 (Foreign Investment Law 2012 - “FIL 2012”) を廃止し、それぞれの法律に基づき別々に存在する制度を統合しようとするものである。DICA は、この MIL 草案の起草段階において、投資家、政府省庁、専門家や市民を含む幅広い利害関係者との協議を実施した。DICA は、現在、本年度末に予定されている選挙前の法案通過を目指して、この MIL 草案に関する意見を公募しており (パブリックコメント)、利害関係者に対して、2015年3月26日までにコメントを提出するよう求めている。

MIL の最終的な目的は、統一的な投資法体系を確立し、ミャンマー国民と外国人投資家の両方が公平に競い合う場を創設することである。ASEAN 諸国において、現在、外国人投資家と国民投資家のための法制度が別々に設けているのはミャンマーだけである。この二つの法律の併合は、統合された単一的な ASEAN 市場における自由な投資の実現を目的とする ASEAN 経済共同体(2015年に発足予定)にミャンマーを近づけるものである。

MIL 草案の主な特徴

MIL の草案は全 25 条から成り、その主要な条項は次のとおりである。

1. ミャンマー投資委員会 (“MIC”) の組織再編

MIC は、現行の FIL 2012 では国家計画・経済開発省下の法定機関とされているが、MIL 草案では、ミャンマー政府の独立機関に再編されることが検討されている。さらに、MIC の構成や構成員となる資格に関する規定が強化されている。例えば、MIC のメンバーは、再任は可能とされているものの、各任期は 3 年を超えないものとされている。また、MIC の Chairman 及びその他のメンバーを任命する権限は、大統領が引き続き保持するものの、近年の組織改革で採用された民間代表者をメンバーに含めなければならないとする条件は維持されている。

2. 外国人投資家の定義

外国人投資家は、MIL 草案では以下のように定義されている。

(a) ミャンマー国民又は永住者ではない自然人;

© Rajah & Tann Singapore LLP

CLIENT UPDATE - MYANMAR 2015 MARCH

MYANMAR

- (b) 外国法に基づき設立された法人; 又は
- (c) ミャンマーにおいて設立された会社であって、ミャンマー会社法において外国企業として定義される法人。

現行の 1914 年ミャンマー会社法のもとでは、1 株でも外国人が株式を保有していれば当該会社は外国会社とみなされる。しかし、現在 DICA は、ミャンマー会社法を近代化させるべく改正手続きを実施しており、これにより外国会社の定義が変更される可能性がある。意見公募のために公表されたミャンマー会社法の草案では外国会社の定義の変更が提案されており、一定程度の株式を外国人が保有する場合のみを外国会社としている。なお、分水嶺となる保有比率については、新会社法の制定後に公布される規則において定められる予定である。

3. 禁止/規制される事業分野

MIL 草案の第 8 条において、ミャンマー国民および外国人とを問わず、すべての投資家は、ミャンマー内におけるすべての経済セクターに投資することができると定められている。もっとも、MIL 草案の第 9 条に規定されている次の 4 つの事業分野は、「プログレッシブ自由化の原則」に基づき規制に服する。

- (a) ミャンマー国民及び外国投資家の両方について投資が禁止されているセクター（すなわち、ミャンマー政府のみに認められているセクター）
- (b) 外国投資が禁止されているセクター
- (c) ミャンマー国民又は企業との合弁事業によつてのみ、外国投資を行うことが許可されているセクター
- (d) 国内外からの投資について、MIC による事前承認を得ることが条件とされているセクター

上記は大分類に過ぎず、詳細は MIL の規則で定められるものと思われる。MIL 草案は、MIC に対して、規則において定められる規制事業について年次の見直しを行う権限を与える旨を明記している。かかる年次見直しを行うにあたって、MIC は、公私の利害関係者と協議することができるとされており、一度自由化されたセクターについて、方針を撤回することはできないとされている。また、MIL 草案の第 10 条と第 11 条において、ミャンマー政府は、非差別的待遇を約束し、またすべての投資家に対して、公正衡平待遇の享受を保障している。

CLIENT UPDATE - MYANMAR 2015 MARCH

MYANMAR

4. 外国の技能労働者の採用の自由化

MIL 草案の下では、外国人投資家を含むすべての投資家は、上級管理職、技術者、専門家及びアドバイザーについては、国籍を問わず適任者を雇用する権利を有する。すなわち、現行の FIL 2012 の下で義務付けられている一定割合のローカル技能労働者の雇用義務に関する規定が削除されている。MIC 許可を取得している外国投資家については、投資後 5 年目に技能労働者の 75% を現地の者とする義務が課されているところ、ミャンマーにおけるローカルの技能労働者の絶対数の現状からすれば、かかる義務を遵守することには困難が伴うと予想されていることから、かかる提案は、高く評価されるべきである。

5. 国外送金する権利と抵当権の強化

MIL 草案の第 16 条は、すべての投資家は、次の各項目に関連する金員を国外に送金することができるとしている。

- (a) ミャンマー中央銀行（“CBM”）の資本口座ルール(Capital Amount Rule)の対象となる資本金
- (b) 本法に基づき実施された投資に関連して得られた利益、キャピタルゲイン、配当金、使用料、ライセンス料、技術支援及びマネジメント料、利息並びにその他の当期収入。
- (c) 事業若しくは事業に関連して所有する財産の全部若しくは一部の売却又は清算によって得られた売却代金
- (d) 融資契約を含む契約に従って行われた支払い
- (e) 企業に関連する紛争の和解による支払金
- (f) 収用または国有化を理由とする補償金又はその他の支払い
- (g) 合法的にミャンマーにおいて雇用された駐在員の給与及びその他の報酬

国外送金の許可対象の補償金やその他の支払金への拡張は、これまで外国投資家に保障していた投資及び利益の国外送金に関する権利の保障の強化を示すものである。もっとも、MIL 草案上は、資本の送金に関する最初の分類のみ、CBM が公布する規則の適用を受けるように思われるものの、その他の送金も CBM による資本規制の対象になる可能性は否定し得ない。したがって、本提案の実施と併せて、CBM による既存の資本規制のさらなる緩和が必要である。

CLIENT UPDATE - MYANMAR 2015 MARCH

MYANMAR

本 MIL 草案におけるもう一つの重要な提案は、国内外の投資家に、ミャンマー向け投資へのファイナンスを目的とする土地への抵当権の設定及びその他財産への担保権の設定を認めるという提案である。現在、資金調達に関する許可はケースバイケースで取得されている。

6. 投資インセンティブ

MCIL 2013 や FIL 2012 と異なり、MIL 草案は、投資家が享受しうる税務上の優遇措置等のインセンティブが明記されておらず、後に制定される規則等でこれを明文化するとしている。なお、MIL の法案通過と規則制定の時差の手当てとして、MIL 草案では、規則等が制定されるまでは、既存の法律が適用されると明記している。

MIL 草案に税務上の優遇措置に関する規定が設けられていないため、ミャンマー政府が税務上の優遇措置の再検討を行っているかは、現時点では不明である。この点、ミャンマー政府は、2014 年 8 月に政策変更を行い、従前、税務上の優遇が与えられていたビール及びタバコの製造業、車両修理、レストラン事業などの複数のセクターをその対象から除外しており、新たに制定される規則において、さらなる政策変更が示される可能性も存在する。

なお、FIL2012 に基づきえられる投資インセンティブとして重要なものに長期土地利用権の許可がある。MIL 草案はこの点について、現行 FIL 2012 と同様、外国人投資家は、最大 50 年間の土地利用権を享受することができ、この権利は、2 回 (各 10 年) 延長される可能性があるとしている。

最終考察

MIL 草案には、ミャンマーの継続的な改革の一環としてミャンマーの投資環境を改善しようとする、ミャンマー政府の強い意向が示されている。他方、明確さに欠ける規定や既存の法律や政策と整合する形で規定がどのように実務上運用されるのかについて疑問が残る規定も存在する。これらについては、規則等で明確化を図る必要が出てくるものと思われる。

当然のことながら、MIL は、現在の MCIL 2013 と FIL 2012 の規定を合併するだけのものではならず、国内外の投資家に付与される待遇、インセンティブの相違を解消するものでなければならない。

FIL 2012 の制定後 3 年を待たないで公表された本草案は、投資環境の改善に向けた第一歩であり、これが望ましい形に進むよう、政治的意志が結集し、今年末に予定されている総選挙の前にこの法律を制定されることが望ましいと考える。

Authors/Contacts



Chester Toh
Partner
Co-Head, Myanmar Practice

D (65) 6232 0220
F (65) 6428 2208
chester.toh@rajahtann.com



太田 浩之
Hiroyuki Ota
Associate (日本法弁護士)
Myanmar Practice

D (65) 6232 0956
F (65) 6428 2259
hiroyuki.ota@rajahtann.com

Our regional presence



Our regional contacts for Myanmar related matters

RAJAH & TANN | *Singapore*

Rajah & Tann Singapore LLP
9 Battery Road #25-01
Straits Trading Building
Singapore 049910
T +65 6535 3600 24 HR +65 9690 2253 F +65 6225 9630
www.rajahtannasia.com

RAJAH & TANN NK LEGAL | *Myanmar*

Rajah & Tann NK Legal Myanmar Company Limited
Office Suite 007, Inya Lake Hotel No. 37, Kaba Aye
Pagoda Road, Mayangone Township, Yangon, Myanmar
T +95 9 73040763 / +95 1 657902 / +95 1 657903
F +95 1 9665537
mm.rajahtannasia.com